

3 生物多様性を取り入れた緑化計画の流れ

- (1) 従来 of 緑化計画の流れと生物多様性緑化
- (2) 生物多様性緑化計画の流れ

(1) 従来の緑化計画の流れと生物多様性緑化（赤文字：生物多様性緑化）

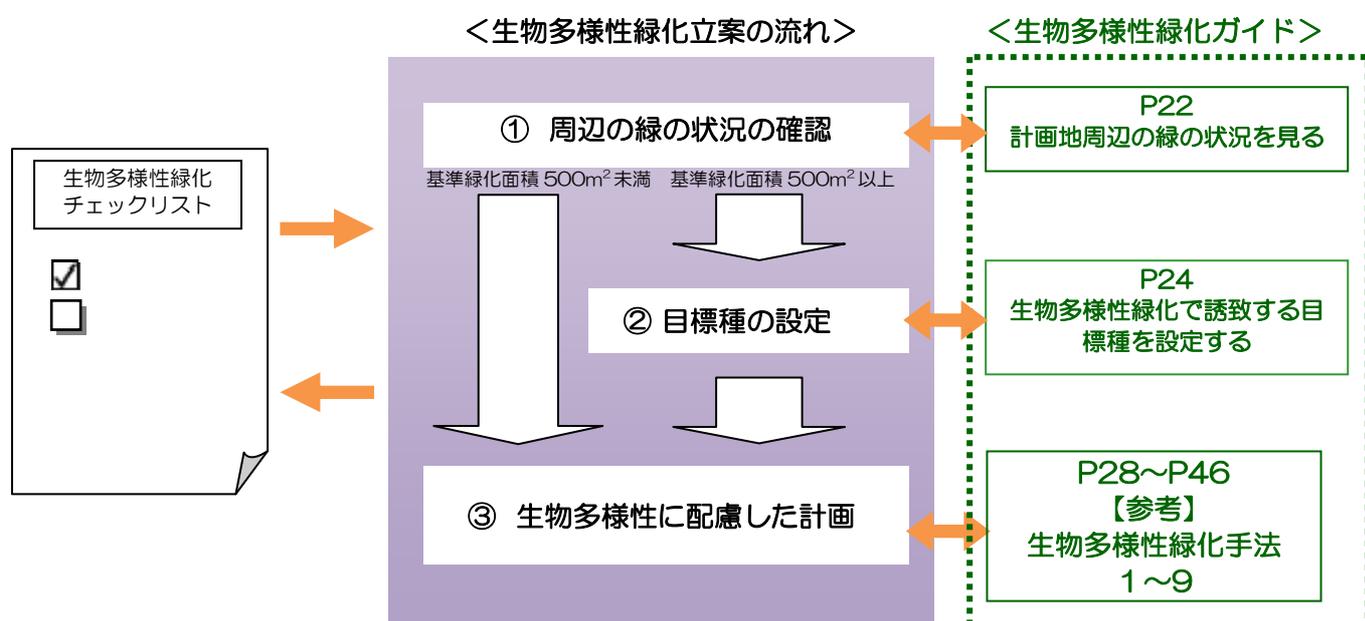
① 緑化計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 250 m²以上の建築計画がある場合、緑化計画書の提出が必要になります。
② 事前相談・事前協議	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性緑化を取り入れた計画の立案 ⇒ P21～P50 ・必要書類は①案内図、②敷地現況図面・写真、③建築計画概要書、建築計画図（平面・断面図）です。 ・既存樹木がある場合は整地する前にご相談ください。 ・表土の利用や生きものの生育生息環境がある場合はご相談ください。 ・総合設計制度の適用を受ける施設は、許可申請前のできるだけ早い時期に、事前協議を終了させてください。（以下、説明省略）
③ 緑化計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議を終えた緑化計画書を正・副各 1 部提出してください。 ・詳しくは、「港区緑化計画書の手引き」の「4 緑化計画書の提出手続きと作成要領」を参考にしてください。（以下、説明省略）
④ 適合審査	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性緑化チェックリストに記入してください。⇒ P15 ・生物多様性緑化のための計画平面図を作成してください。⇒ P19 ・緑化計画書受付時に、計画内容と記載事項等のチェックを行います。 ・その後、規則で定める緑化基準等に適合した緑化計画であるか最終的な適合審査を行います。 ・生物多様性緑化の工夫がされているかどうかの確認も行います。
⑤ 緑化計画書副本の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画書認定通知として、緑化計画書副本をお返しします。
<p style="text-align: center; color: blue;">建築確認申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は緑化計画書副本受領後に行ってください。
⑥ 緑化工事着手	
⑦ 緑化工事完了	
<p style="text-align: center; color: blue;">⑧ 緑化完了届の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化計画の認定を受けた施設の緑化工事が完了した時は、速やかに「緑化完了届」正・副各 1 部提出してください。
⑨ 完了確認	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書どおりに緑化が実施されたか、提出された書類の審査および現地確認を行います。
⑩ 緑化完了副本の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化確認書を交付し、緑化完了届副本をお返しします。 ・緑化の完了確認は、建築確認の完了とは別扱いであり、個別に行います。
⑪ 緑化計画の完了	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化完了副本および確認書は、建築物に関する緑化計画を証明するものなので、大切に保管してください。
<p style="text-align: center; color: red;">維持管理・観察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に維持管理を行ってください。 ・区では、取組の優れたものへの表彰や管理の相談を行います。

(2) 生物多様性緑化計画の流れ

生物多様性を取り入れた緑化計画の立案は、15 ページに示す「生物多様性緑化チェックリスト」に記入しながら進めてください。

「生物多様性緑化チェックリスト」にある項目に沿って進めることにより、生物多様性緑化計画を立案することができます。

「生物多様性緑化チェックリスト」に沿って生物多様性緑化を立案したら、生物多様性緑化計画を示す生物多様性緑化計画平面図を作成します。



生物多様性緑化計画

